

事務連絡  
令和4年1月18日

各高齢者施設・住まい } 管理者様  
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

### 介護施設等への布製マスクの配布希望の申出期間の延長等について

このことについて、令和4年1月11日付け及び令和4年1月17日付けで厚生労働省老健局高齢者支援課他から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

国では、布製マスクについて希望する介護施設等へ配布してきたところですが、今般、在庫の解消に向け、介護施設等に加えて、自治体及び個人等についても希望に応じて配布することとされましたが、このたび、申出期間を延長することとなりました。また、申出方法が変更されました。

布製マスクの配布を希望する介護施設等は、国事務連絡の「Ⅰ 介護施設等からの布製マスクの配布希望の申出について」を御確認いただき、施設・事業所ごとにお申し出いただくようお願いします。

また、個人等からの布製マスクの配布希望の申出については、国事務連絡「Ⅲ 個人等からの布製マスクの配布希望の申出について」及び同事務連絡別添2を御確認いただき、各自でお申込みいただくようお願いします。

## 1 配布希望の申出方法の概要

- 申出時期 令和3年12月24日（金）～令和4年1月28日（金）
- 申出方法 配布を希望する際は、専用フォームにて必要事項を入力のうえ申出してください。
  - ※ 原則として専用フォームより申出を受け付けておりますが、インターネット環境等により専用フォームからの申出が難しい場合は、電話による申出も可能です。
- 厚生労働省ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask\\_haifukibu\\_u.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibu_u.html)
- 電話番号 0120-829-178（9～18時：土日祝日も実施）
- 所要期間 2月以降に順次配布。
- その他 マスクの配布に関して申出者の費用負担はありません。

## 2 配布対象施設

介護施設等（詳細については、国事務連絡別紙1「配布希望の募集対象

となる施設・サービス等の種類」をご参照ください。)

### 3 配布枚数・回数

原則として100枚単位で、各施設に必要な枚数を記載してください。100枚未満をご希望の場合は、コールセンターに電話で御相談ください。

### 4 その他

- ・毎月配送については、令和3年12月24日以降の新規受付は実施しないとともに、これまで受付を行った毎月配送については令和4年2月末までの配送となります。
- ・「介護施設等に対する布マスクの配布希望の申出に関するリーフレット」（国事務連絡別添1）が発出されておりますので併せて参考にしてください。

本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますので御確認ください。

#### 【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

#### 【神奈川県ホームページ】

「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/covid19/index.html>

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ (内線 4855)

保健・居住施設グループ (内線 4857)

在宅サービスグループ (内線 4824)